

全国瞬時警報システム(Jアラート) 全国一斉情報伝達訓練の実施について

図 防災危機管理局 ☎65・65555

地震や武力攻撃などの発生時に備え、次のとおり情報伝達訓練を行います。この訓練は、全国瞬時警報システム(Jアラート)を用いた全国的な訓練で、市では、防災行政無線(屋外スピーカー)と連動して、Jアラートのテスト放送を実施します。

【訓練日時】

- 8月5日(水) 11時
- 10月7日(水) 11時
- 令和3年2月17日(水) 11時



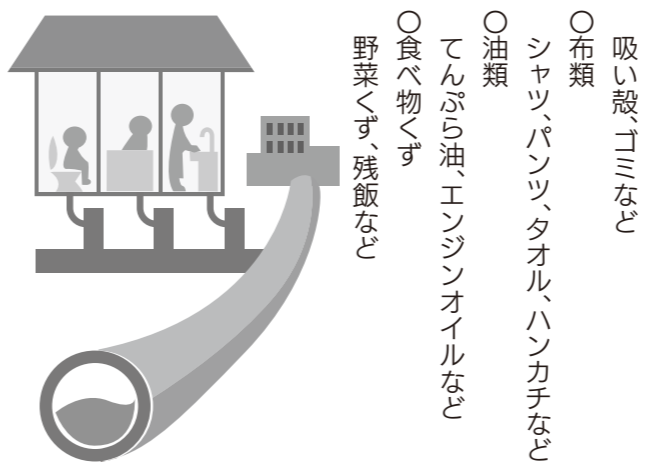
下水道に異物を流さないでください

図 下水道施設課 ☎65・16001

下水道に異物が流入し、下水処理場へ汚水を送るポンプが詰まり停止する事故が発生しています。ポンプが停止すると、トイレや台所などから流された汚水が下水処理場まで流れず、マンホールから路上に溢れ出てきます。ご家庭のトイレなどから汚水が溢れ出る場合もあります。下水道は、私たちの生活に欠かせない大切なものです。皆さんのご協力をよろしくお願いいたします。

【流さないでください】

○水に溶けない紙類
紙おむつ、生理用品、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ、たばこの



- 吸い殻、ゴミなど
- 布類
シャツ、パンツ、タオル、ハンカチなど
- 油類
てんぷら油、エンジンオイルなど
- 食べ物くず
野菜くず、残飯など

防災ラジオを貸し出します

図 防災危機管理局 ☎65・65555

県域FMラジオ放送局である働工場エム滋賀と「災害時等における緊急告知ラジオ放送に関する協定」を締結し、令和3年4月から、災害時に迅速かつ確実に市民向け防災情報を伝達します。屋内での防災情報伝達の新たな手段の一つとして、市では希望する人に防災ラジオを貸与します。緊急放送時は防災ラジオが自動起動し、最大音量で防災情報が流れます。

※防災行政無線の屋外スピーカーと同じ放送が流れるものではありません。※緊急放送は、通常のラジオでも聞くことができます。

■無償貸与

- 【対象者】
①市内在住の成人である個人
②市内に事務所・事業所を有する個人事業者・法人その他の団体

【貸与金額】2千円/台

【申請方法】

9月25日(金)までに申請書を担当課、北部振興局地域振興課、各支所に提出してください。※期限後の申請は、貸与日が遅れることがあります。



▲防災ラジオ

※申請から貸与までに4か月程度かかります。貸与日が決まり次第、申請者に連絡します。貸与は貸与金額と引き換えになります。

■無償貸与

地域の防災拠点となる次の団体、施設には、防災ラジオを無償貸与します。

【対象者】

自主防災組織の代表者、指定避難所管理者、地域防災計画に掲載する要配慮者利用施設の管理者
※詳しくは、担当課までお問い合わせください。

長浜市産材を利用した新築住宅等に対して支援します

図 森林田園整備課 ☎65・65226

市内で長浜市産材(以下「市産材」)を利用した住宅等の新築、改築および増築(以下「新築等」)を行う個人、事業者に対して支援をします。

【補助対象事業】

市産材を5立方メートル以上使用した住宅等の新築等

※補助金の申請年度内に建築物に使用することができるところ。

【補助額】

市産材1立方メートルあたり2万円(上限30万円)

【申請受付】

申請書を担当課へ直接提出してください。

さい。

※募集案内、申請書様式は担当課にあります。また、市ホームページからダウンロードできます。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

※補助金は年度予算に限りがありますので、年度の途中でも締め切ることがあります。

大豆病害虫防除を実施します

図 農業振興課 ☎65・65222

大豆病害虫防除を8月中旬から9月下旬に実施します。

一斉防除は、無人ヘリコプター・ドローンを使用し、早朝から広範囲に農薬散布しますので、皆さんのご理解とご協力をお願いします。

※一斉防除の散布時間は5時頃～11時頃です。

※生育・天候の状況や町内の事情により日程が変更される場合があります。

【各地域の問合せ先】

- 長浜地域(個別防除)
JAレック伊吹経済センター
☎63・2101
- 浅井・びわ・虎姫・湖北地域(一斉・個別防除)
JA北びわこ南部営農経済センター
☎78・0012
- 高月・木之本地域(一斉・個別防除)
余呉・西浅井地域(個別防除)
JA北びわこ北部営農経済センター
☎85・3600

農振除外等の申出手続きを受け付けます

図 農業振興課 ☎65・65222

農用地区域内農地(青地)を農用地以外の用途に使用する場合は、長浜農業振興地域整備計画中の農用地利用計画の変更により、農用地区域からの除外(以下「農振除外」)を行い、農地転用の許可を受ける必要があります。

農振変更を伴う土地の利用計画を検討している人は、必ず期限内に事前協議を行い、必要書類を提出してください。

【受付区分】

- 農振除外申出(青地→白地)
- 農振編入申出(白地→青地)
- 軽微変更申出(農業用施設を建てる場合など)

【申出手続き】

- ①事前協議
8月3日(月)～31日(月)
平日8時30分～17時15分
- ②受付期間
9月1日(火)～18日(金)
平日8時30分～17時15分

※事前協議の結果、要件を満たす見込みのあるものが対象です。また、すべての添付書類が揃った申出書のみ受け付けます。

※農業用施設用地への用途区分の変更(軽微変更)については、随時受け付けます。

③申出書の様式等
担当課にあります。また、市ホームページからダウンロードすることもできます。

※制度の概要や除外要件など詳しくは、市ホームページで確認ください。

【その他】

○計画の変更には県の同意が必要で、受付期間終了から農振除外まで概ね6か月程度かかります(内容によっては、それ以上かかる場合もあります)。

○計画の変更は個人の申出であっても市全体の計画に関係するものであるため、すべての申出が認められるとは限りません。また、関係機関との協議の結果、農振除外できない場合があります。

